

災害時における連携協力に関する協定

新潟県市長会（以下「甲」という。）と新潟県弁護士会（以下「乙」という。）とは、災害時における連携協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、新潟県内において災害が発生した場合において、被災地である市（以下「被災市」という。）並びに乙が協調して、被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地の円滑な復旧復興を実現するために、甲及び乙が連携協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項の実施のために連携協力する。

- （1）被災者に対する弁護士による相談（無料相談を含む。）
- （2）被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- （3）前各号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

2 新潟県内において大規模災害が発生した場合、甲及び乙は、可及的速やかに、被災市と乙が協議の上、被災者が災害発生直後の初動期間に前項第1号の相談を無料で受ける機会を実現できるように、互いに連携協力する。

（連絡責任者）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

（被災市との協議）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携協力を実施するに当たり、前条に定める連絡責任者を通じて、それぞれ被災市と協議を行うものとする。なお、被災市と乙との間に合意等が存する場合には、当該合意等が本協定に優先するものとし、甲は、当該合意等を尊重するものとする。

（事前準備等）

第5条 甲及び乙は、本協定が想定する事態に備え、常時情報交換や相談窓口の連絡先等の提供に努め、連携協力するものとする。

（期間）

第6条 本協定は、本協定締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が書面をもって本協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第7条 本協定に関し必要な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

2 本協定に定めない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

2021年8月5日

甲 新潟市中央区新光町4-1 自治会館内

新潟県市長会

会長



乙 新潟市中央区学校町1番町1番地

新潟県弁護士会

会長

